



## ● まちづくり活動や地域の活動に活用しませんか

地域に根差したまちづくりや人づくりのために、市内の団体などが企画する活動に対して助成を行っています。

### 周辺地域活性化対策事業費補助金

- ▶ **対象団体** 振興局管内及び振興センター管内に居住する住民等で組織する団体
  - ▶ **補助率** (いずれも上限50万円)
    - ・限られた地域の振興を対象とした事業…6割以内
    - ・地域全体の振興に寄与する事業…8割以内
  - ▶ **対象事業** 令和4年度中に実施するもので、地域の活性化を目的に実施する事業
- ※市の他の補助対象となる事業を除きます。

- ▶ **申込期限** 12月23日(金)
  - 各振興局・振興センターに申込み
  - ※申請を希望する団体は、補助事業の詳しい内容や提出書類の説明を行うため、各振興局・振興センターまで事前に相談してください。
  - ※補助金等の審査は先着順で行います。
- ☎まちづくり推進課地域活動支援係  
☎28356 (市役所6階)

### まちづくり活動推進事業補助金

- ▶ **対象団体**
    - ① **一般枠**
      - ・自治会や地域コミュニティを形成する団体
      - ・3人以上で構成する公益的な活動やまちづくり等に関わる団体
    - ② **若者チャレンジ枠**
      - ・市内に在住又は通勤、通学する16歳から39歳までの若者が主体的に活動する団体で、3人以上で構成される団体
  - ※各振興局・振興センター管内の団体は上記の「周辺地域活性化対策事業費補助金」をご利用ください。
  - ※構成員に20歳以上の人が1人以上必要です。
  - ▶ **補助率**
    - ① **一般枠** 補助対象経費の6割以内 (上限50万円)
    - ※視察研修のみの事業 (上限30万円)。
    - ② **若者チャレンジ枠** 補助対象経費の10割以内 (上限25万円)
- ☎まちづくり推進課市民協働・男女共同参画推進係 ☎27515 (市役所6階)

- ▶ **対象事業** 令和4年度に実施し、地域活性化を推進する以下の事業
  - ・自然の活用や自然環境の保全等に係る事業
  - ・景観、歴史、文化等を活用した事業
  - ・生活環境の保全・美化に関する事業
  - ・地域間、国際間の交流に係る事業
  - ・人材の育成を目指した事業
  - ・その他、地域振興に資する事業
  - ・上記事業を行うための視察研修事業
- ※原則、新規事業が対象です。
- ※市の他の補助対象となる事業は除きます。
- ※②若者チャレンジ枠の場合、視察研修事業は対象外です。
- ▶ **申込期限** 12月23日(金)
- まちづくり推進課に申込み
- ※申請を希望する団体は、補助の詳しい内容や提出書類の説明を行うため、事業実施の2か月前までに相談してください。
- ※補助金の審査は先着順で行います。

## ● 国民健康保険税（仮算定）の納税通知書を送付します

令和4年度の国民健康保険税の仮算定（4～6月分）の納税通知書と納付書を4月中旬に送付しますので、各納期限までに納付してください。

- ▶ **仮算定の対象になる世帯** 3月31日以前から国民健康保険に加入している世帯
- ▶ **仮算定の対象にならない世帯** 4月1日以降に国民健康保険に新規加入した世帯

※4～6月（1～3期）までは、前年の所得や令和4年度の税率が確定していないため、前年度の国民健康保険税額を基に「仮算定」として1期当たり前年度の1か月分に相当する額を納付していただきます。

※仮算定では、一時所得・譲渡所得は課税所得に含まれません。

※仮算定で納付した額が本算定後の年税額を上回った場合は、差額分をお返します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
仮算定			本算定								
月額は令和3年度年税額の12分の1（1か月）相当額			令和4年度の国民健康保険税額から仮算定で決定した税額（4～6月分）を差し引いて各期に分割した額								
※100円未満は切捨て。			※各納期に生じた100円未満の端数は、その端数の合計を本算定後の最初の納期の税額に合算します。								

☎税務課市民税係 ☎28396 (市役所1階)

### お知らせ

#### 市役所の組織が変わります

市役所の組織の主な変更点をお知らせします。

■「大山文化センター業務係」を新設

☎大山文化センター業務係

☎26868

■「健康保険課感染症対策係」を新設

☎健康保険課感染症対策係

☎28243・☎28281 (市役所3階)

■「情報統計課水郷テレビ係」を「情報統計課地域情報係」に変更

☎情報統計課地域情報係

☎28229 (市役所6階)

#### 令和4年度家庭ごみ収集日程表を配布しています

事前に配布している家庭ごみ日程表は、左記でも配布しています。お手元がない人はご相談ください。

※日田市公式LINEでは、ごみの収集日を忘れないように事前に通知が届く便利な機能があります。是非ご利用ください。



☎28208 (市役所2階)

#### ボランティア登録をしませんか

道路、公園、河川等の公共の場所の清掃活動を個人で行うときに、ボラ

ンティア登録をしていると、ボランティアごみ袋が無料で交付されます。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



☎28208 (市役所2階)

#### 雨水の有効活用でエコな暮らしと減災を！

雨水貯留槽、雨水浸透ます、雨水浸透管を設置する人に設置費用の一部を補助します。貯めた雨水は、庭木への散水や打ち水、災害時の非常用水などに利用できます。多発する集中豪雨に対し、雨水の流出を抑えるために取り組んでみませんか。

☎対象 日田市公共下水道事業計画区域内の宅地又は雑種地

■ **申請方法** 申請書に必要事項を記載の上、添付資料を添えて左記に提出又は送付

※詳細は市ホームページをご覧ください。



☎28102 (市役所5階)

#### 上下水道局施設工務課下水道係

#### 【予約制】マイナンバーカード申請・受取りができます

マイナンバーカードの申請や受取りが下記の時間外にできます。前日(平日のみ)までに予約をしてください。

■ **とき** 4月14日(木)・28日(木)

午後5時30分～7時30分

■ **ところ** 市役所1階 市民課

※北側玄関をご利用ください。

☎マイナンバーお問い合わせダイヤル

☎28303 (市役所1階)

#### 清掃センター日曜開設日

清掃センターは、毎月第3日曜日にも開設しています。

※大山町の最終処分場は開設しません。

■ **日曜開設日**

4月17日、5月15日、6月19日、7月17日、8月7日、9月18日、10月16日、11月20日、12月25日、令和5年1月15日、令和5年2月19日、令和5年3月26日

※8月、12月、3月の開設日は第3日曜日ではありませんので注意してください。

■ **受付時間**

午前8時30分～午後4時

※正午～午後1時までは昼休み。

※「家庭ごみの分け方・出し方」に沿って分別・搬入をお願いします。

☎清掃センター ☎20111

#### 令和3年分確定申告振替納付日

申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が便利です。令和3年分の確定申告の振替納付日は、次のとおりです。「振替納税」をご利用の人は、振替日の前日までに口座の残高

をご確認ください。

■ **振替納付日**

・申告所得税及び復興特別所得税 4月21日(木)

・消費税及び地方消費税 4月26日(火)

※詳細は日田税務署にお問い合わせください。

☎日田税務署

☎2136 (自動音声案内) 税務課税制窓口係

☎28397 (市役所1階)

### 健康・福祉

#### 後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続

申請は、健康保険課に次のものを持参し、手続をしてください。

■ **手続に必要なもの**

・障がいの程度が確認できる書類 (障害者手帳など)

・本人確認証明 (運転免許証など本人と確認できるもの)

・マイナンバーカード等 (マイナンバーを確認できる書類)

■ **対象** 65歳から74歳の人は

※障がい認定を受けた人は、認定後も75歳になるまでは届出によって将来に向

かって撤回することができます。この場合、撤回後は国民健康保険又は社会

保険等に加入することになります。

☎健康保険課国保・年金係

☎28271 (市役所1階)

☎大分県後期高齢者医療広域連合

☎097・534・1771